

◎新潟県告示第1072号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年10月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
長岡市	4者	片田町帰り又313番ほか4筆 0.4ha
見附市	4者	耳取町内田29番ほか19筆 3.9ha
十日町市	2者	東下組6213番ほか1筆 0.3ha
糸魚川市	3者	砂場前川原8323番ほか11筆 1.3ha
佐渡市	3者	新穂潟上1614番1ほか28筆 4.5ha
合計	16者	68筆 10.5ha

2 申請年月日

平成30年9月27日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。